

川越市教育委員会第4回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和元年7月25日 午後2時
- 3 閉 会 令和元年7月25日 午後3時30分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、黒田弘美、嶋野道弘
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長中野浩義、教育総務部副部長兼教育財務課長松本和弘、学校教育部副部長兼教育指導課長内野博紀、教育総務部参事兼中央公民館長久津間義雄、学校教育部参事兼学校管理課長梶田英司、学校教育部参事兼教育センター所長横山敦子、教育総務課長若林昭彦、地域教育支援課長福井康司、文化財保護課長田中敦子、中央図書館長鳥海睦美、博物館長大澤 健、学校給食課長鈴木勝行、市立川越高等学校事務長松本陽介

8 前回会議録の承認

令和元年度第2回定例会会議録及び第3回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1 議案第15号 令和2年度使用川越市立特別支援学校用教科用図書を採択することについて

参事兼教育センター所長

川越市立特別支援学校用教科用図書を採択することについては、川越市立特別支援学校管理規則第6条第2項において、川越市立高等学校通則第9条の規定を準用することとなっている。学校教育法附則第9条の規定を受けて、令和2年度の新1年生16名に係る教科用図書の選定について川越市立特別支援学校校長から報告がなされたところである。同校では「ひとりだちする生徒」を教育目標とし、社会で生きる力、生活する力をつけ、最大限の自己実現を図ることを目指し、教育課程を編成している。授業で使用するにあたり、生徒が興味を持てる質と量の教科用図書として4冊を選定している。なお、これらはいずれも学校教育法附則第9条の教科用図書である。

委 員

令和2年度に使用する教科書として4冊選定されているが、今年度使用しているものから変更があるのか確認したい。

参事兼教育センター所長

変更はない。

委員

校長が採択したものを教育委員会が承認するというのではなく、校長が選定し、教育委員会が採択することでよいか確認したい。

参事兼教育センター所長

川越市立高等学校通則において「委員会が採択したものを使用しなければならない」と規定されているため、教育委員会での採択となる。

委員

教科書が選定されるまでの経過について伺いたい。

参事兼教育センター所長

校内における選定までの経過についてであるが、まず、学校教科書調査研究委員会において教科書選定の基本方針を決める。その基本方針に基づき、教員が教科書展示会で教科書を閲覧し、校内で選定する教科書についての資料を作成する。再度、学校教科書調査研究委員会において候補となる教科書を絞り、職員会議で選定する。なお、学校教科書調査研究委員会は校長、教頭、学年主任などの教員で構成されているものである。

委員

この手順で選定されるということは学校内で完結しており、第三者が全く入っていない。学校や教員の意向が入りやすく、万が一、問題が起こった場合、防ぎようのない仕組みとなっていることについて、事務局の考えを伺いたい。

参事兼教育センター所長

現在のところ、生徒の様子や学習状況を把握しているのは、校長をはじめとした同校の教員であるため、生徒の実状に合わせ公正に選定していると考えている。しかしながら、第三者の目が入っていない組織であることにかわりはないため、来年度以降に向けて検討したい。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第16号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

(非公開)

日程第3議案第17号 令和2年度使用川越市立川越高等学校用教科書を採択することについて

参事兼学校管理課長

平成3年3月の文部省初等中等教育局「教科書採択事務取扱要領」により、採択権者が年度ごと、高等学校ごとに採択教科書を決定する。市町村立高等学校については、その市町村の教育委員会が採択権者である。川越市立川越高等学校についても川越市立高等学校通則第9条にその趣旨が規定されている。令和2年度使用の教

科書については教科ごとの研究を経て校長により選定されたものであり、12教科、49科目、地図帳を含めた50種類である。教科書を新たに変更するものはない。学校における選定の基準については学科や生徒の実態、内容・分量の適切さ、教材や資料の創意工夫、生徒の使いやすさ等が考慮されている。

委員

今年度使用している教科書と変更はあったのか確認したい。

参事兼学校管理課長

変更はない。変更があった場合は、変更箇所が分かるように表記したいと考えている。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 川越市立仙波小学校大規模改造（外部）工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立仙波小学校大規模改造（外部）工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額79,843,500円で初雁興業株式会社代表取締役関根勇治と契約を締結したものであり、工期は、令和元年6月25日から同年11月14日までである。工事の内容については、普通・特別教室棟、鉄筋コンクリート造2階建に外部改修工事を施そうとするものである。

(2) 川越市立寺尾小学校大規模改造（外部）工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立寺尾小学校大規模改造（外部）工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額14,247,000円で川木建設株式会社代表取締役鈴木健二と契約を締結したものであり、工期は、令和元年6月25日から同年11月14日までである。工事の内容については、普通教室棟、鉄筋コンクリート造4階建に外部改修工事を施そうとするものである。

(3) 川越市立福原中学校大規模改造（外部）工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立福原中学校大規模改造（外部）工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額79,902,900円で堀尾建設株式会社代表取締役堀尾泰崇と契約を締結したものであり、工期は、令和元年6月25日から同年11月14日までである。工事の内容については、普通教室棟、鉄筋コンクリート造4階建及び普通・特別教室棟、鉄筋コンクリート造3階建に外部改修工事を施そうとするものである。

(4) 川越市立霞ヶ関南小学校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立霞ヶ関南小学校トイレ改修工事請負契約については、一般競争入札で執

行しており、契約金額49,767,300円で有限会社小建代表取締役小池作二と契約を締結したものであり、工期は、令和元年7月2日から同年10月4日までである。工事の内容については、普通教室棟、鉄筋コンクリート造4階建の各階トイレ部分に建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事を施そうとするものである。

(5) 川越市立霞ヶ関西小学校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立霞ヶ関西小学校トイレ改修工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額50,349,600円で和興建材株式会社代表取締役中田庸司と契約を締結したものであり、工期は、令和元年7月2日から同年9月24日までである。工事の内容については、普通教室棟、鉄筋コンクリート造4階建の各階トイレ部分に建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事を施そうとするものである。

(6) 川越市立川越第一中学校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立川越第一中学校トイレ改修工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額47,696,040円で株式会社高橋工務店代表取締役高木正壽と契約を締結したものであり、工期は、令和元年7月2日から同年9月24日までである。工事の内容については、管理・普通・特別教室棟、鉄筋コンクリート造4階建の各階トイレ部分に建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事を施そうとするものである。

委員

入札結果を見ると、入札した業者が全て同額のものもあり、一般競争入札の意味をなさないのではないかと考える。事務局の考えを伺いたい。

副部長兼教育財務課長

電子入札であり、予定価格を公表しているため、業者が最低制限価格を推測できることから、入札の金額が最低制限価格と同額となる場合がある。当該工事に限らず、全庁的に起こり得るものである。

委員

特別教室等への空調設備整備について検討状況を伺いたい。

副部長兼教育財務課長

図書室、音楽室に空調設備を整備した時期もあったが、平成28年度に普通教室への空調設備整備が決定したことから、特別教室等の空調設備整備は止まっている状況である。しかしながら、普通教室の空調設備整備も完了し、学校からの要望もあることから、体育館の空調設備整備も含めて関係課と検討していきたいと考えている。

委員

特別教室への空調設備整備について、費用の概算を把握しているのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

普通教室への空調設備整備費用から見積もって、付帯設備も含めると特別教室1箇所あたり4、500万円程度かかるのではないかと考えている。

委員

体育館は広さもあるため難しいとは思いますが、災害時に避難所となることも考慮し、実現に向けて取り組んでもらいたい。

大規模改造について、当初の予定からはだいぶ遅れているが、どのくらいで完了するのか、現時点での見通しについて伺いたい。

副部長兼教育財務課長

大規模改造工事については昭和60年から小・中学校の229棟を対象として計画されたものである。平成30年度時点で、151棟、およそ65.9パーセント完了している。平成25年度に計画を見直し、229棟のうち、当時、建築から30年以上経過してこれまで大規模改造工事を実施していない86棟に対し集中的に実施することとした。この86棟に関しては26棟、30.2パーセントしか完了していない。令和8年度までに実施したいと考えているが、平成25年当時、築後20年であった建物が間もなく築後30年となるため、引き続き厳しい状況である。

委員

大規模改造について国などの補助の見通しについて伺いたい。

副部長兼教育財務課長

現在の国庫補助については、災害対応に手厚くなっており、ブロック塀などの危険個所の改修や、施設の耐震改修等については補助が受けられる。普通教室への空調設備整備についても補助を受けられる場合があるが、老朽化した建物の改修について補助を受けることは難しいのが現状である。

委員

ブロック塀などの危険個所を除去することも必要だが、最近の報道では通学中の児童の交通事故が多く、通学路の危険個所への対策が懸念される。防ぎようのない事故もあるが、通学路における危険個所を除去することで防げることもあると考える。市長部局の関係課や、警察などの関係機関と連携し、整備に努めてもらいたい。

1.1 協議事項

(1) 令和2年度以降における市立小・中学校の年間授業日数について

参事兼学校管理課長

本件は、令和元年6月28日に開催された第3回定例会において報告したものであるが、資料に用いている表現等も含め、あらためて協議願いたい。

市立小・中学校の年間授業日数を見直すこととなった背景については4点を挙げ

る。1点目は、令和2年度から小学校における次期学習指導要領の全面実施に伴い、第3学年から第6学年の授業時間数が年間35時間増加することである。2点目は社会の変化、社会的要請に対応し、教育活動の精選、充実を図る必要があることである。今回、加筆したものである。3点目は、中学校第3学年においては授業時間の確保に努める必要があること、4点目は、普通教室へのエアコン導入により、気温が高い時期にも授業を行える環境が一定程度整えられたことである。

見直しの具体的な内容であるが、現行の夏季休業日のうち4日間を授業日とするものである。併せて、小・中学校において振替を行わずに土曜日等に授業を実施する場合は現行どおり、原則として年間3回までとする。

授業日とする4日間については、1学期終業式を2日遅らせて7月22日までとし、2学期始業式を2日早め、8月30日とする。これに伴い給食は、1学期は始業式及び入学式の2日後の4月10日から終業式の3日前である7月19日まで、2学期は9月1日から終業式の3日前である12月21日まで、3学期は1月9日から修了式の3日前である3月23日までとする計画である。なお、給食に関してはまとめて表にした。

年間授業日数を見直すことの効果として、授業日数の増加により授業時間数も増えるため、知識・技能の習得を丁寧に行いたい内容について、単元の授業時間数を増やすなどの対応が可能となる。

今後のスケジュールとしては、パブリックコメントを経て、学校管理規則の一部改正を考えている。

委員

パブリックコメント実施の際に提示する資料は、本会議資料と同じものか確認したい。

参事兼学校管理課長

現時点ではそう考えている。

委員

第3回定例会における報告の際、給食費について委員から質問があり、年間授業日数の増加に伴う給食費の値上げはないとの説明があった。保護者の関心が大きいため、給食費の値上げはないという一文を加えていただきたい。

参事兼学校管理課長

市民等の誤解を招かないよう、一文を加える方向で検討する。

委員

年間授業日数を4日増やす理由について確認したい。

副部長兼教育指導課長

まず、小学校3学年から6学年における授業時間数が年間35時間増加することが挙げられる。また、学習指導要領の変更に伴い、授業のより一層の充実が求めら

れており、そうした要請に応えるためには授業日数を増やして対応するということが小・中学校に共通して挙げられる理由である。

委員

学力向上のために小・中学校普通教室に空調設備を整備したことが理由ではないのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

年間授業日数を見直すこととなった背景の4点目に挙げているが、普通教室に空調設備を整備したことにより、気温が高い時期にも授業が行える環境が一定程度整ったということは理由の1つではある。

委員

年間授業日数を増やすことは、教員の負担も増えるということで、教員の働き方改革においては逆行するような取組である。そこまでして、年間授業日数を4日増やすのであれば、曖昧な表現ではなく、目的、理由、効果をもっと明確にしなければ市民等の納得が得られないのではないかと考える。

最近、学校では林間学校のような体験授業が減っていると聞いている。学力向上ももちろん重要であるが、子どもたちが将来社会で生きていける力を身に付けるための、体験や経験を重ねる機会が減っていると感じている。知識を増やすだけで体験や経験を増やさないのである知恵が出てこない。

あくまでも意見であるが、授業日数を増やすのであれば、漫然と通常授業を行うのではなく、体験や経験を主とした授業等を取り入れるなど、全体的な見直しも必要ではないかと考える。

学校教育部長

ご指摘のとおりである。ただし、教員の負担が増えるとの指摘については、夏季休業日が減り、授業日が増える負担感はあると考えるが、教員の勤務日数自体は変わらない。また、空調設備整備の最大の目的は暑さ対策であるが、整備したことにより学習環境の充実が図られたことは言うまでもなく、学力向上に結びつくことについては期待しているところである。

学校においては、限られた日程の中で多くのことをこなさなければならないという負担感は大きくなってきていると考えている。授業日数を増やすこととなった背景の2点目として「教育活動の精選・充実を図る」と挙げているが、学校によって、体験活動を見直す、あるいは特色ある学校づくりを推進する、そうした取組も考慮し、教育活動の精選としたものである。いずれにしても、文言の調整はしたいと考えている。

委員

年間授業日数を見直すこととなった背景の2点目に挙げられている、「社会の変化、社会的要請」とは具体的に何を想定しているのか伺いたい。また、3点目に挙

げられている「中学校第3学年においては授業時間の確保に努める必要がある」について、その理由を伺いたい。

次に、意見であるが、学習指導要領の全面実施に伴い小学校において授業時数が35時間増えるが、1日の授業時数を5時間とすると、4日増やすことにより増える授業時数は20時間であり、1日6時間としても24時間である。残りの時間数を他の週や曜日で補うとなると現在より授業は過密となる。つまり、痛みを伴う変更である。にも関わらずきれいごとを書き過ぎていると感じる。実際に、授業日数を4日増やして始めたときに、授業が過密で厳しさが増し、話が違うと言われかねないのではないかと危惧しているところである。

更に、見直しに伴う効果についてであるが、授業が過密となるにも関わらず、「知識・技能の習得を丁寧にやりたい内容について、単元の授業時間数を増やすなどの対応が可能となる」とあるが、本当に可能であるのか疑問である。今の教育は知識の習得に留まらず、資質能力の育成や人間性の育成が重視されている。本市として児童生徒に知識を習得させるだけでいいと考えているのか、そのために授業日数を増やすのか、そのように読み取れるため、検討が必要であると考えている。

副部長兼教育指導課長

社会的要請の具体例としては、まずは小学校における外国語活動、プログラミング教育が挙げられる。また、小・中学校で共通して言われているところではキャリア教育、体系的な活動の充実が求められている。いずれも社会の変化の中で、児童生徒が生き抜いていける力をつけるために必要なものとして要請があると考えている。

中学校第3学年については、計画段階で授業時数1,015時間を基準としているが、卒業式が3月15日であるため、半月ほど授業日が少ない状況であり、1,015時間を下回る学校はないが、1,015から1,020時間前後という状況である。自然災害等で授業を振り替えることなどを考慮し、授業時数にゆとりを持たせたいと考えている。

確かに、小学校においては授業時数が増えるため、週における調整等を行っていく中で授業が過密化することは想定しているところである。委員の指摘にもあったが、様々な活動が削られていくことも危惧している。そのようなことにならないように、限られたの時間の中ではあるが調整し、確保していきたいと考えている。児童生徒の生きる力、学んだことを活用できる力の育成を目指し、学校教育に求められている様々な課題に対応していく。

委員

資料が全体的に、授業日数を増やせばゆとりができるというような作りになっているが、そうしたゆとりはどう考えてもできないことは明らかである。その点は明確に説明すべきである。今のままではかえって理解を得られにくいと考える。

教育長

普通教室の空調設備について、市長は効果的に活用してもらいたいと常々話している。授業日数を4日増やした場合、その時間を本市としてどのように使いたいのか、どのような効果をあげたいのか、再度検討してもらいたい。

副部長兼教育指導課長

市民等の理解を得られるような内容に見直したい。

教育長

秋に体育祭や体験学習等を行う学校については、2学期の始業式を早めた場合、8月の終わりの日程を体育祭などの準備に充てられる。学校によってはゆとりを持って教育課程が進められる時間とも考えられる。

委員

小学校では外国語が教科として加わるため授業時間数が35時間増える、これは明白な事実である。ただし、授業日数を4日増やすことについては様々な意見があると考えられるため、本市の方針として、このようなことをしっかりやっていきたい、と明記すればそれでいいのではないかと考える。わかりやすい言葉で、わかりやすく書くようにしてもらいたい。

委員

授業日数を増やし、授業時間数も増えるが、この時間は各学校、各学年、各教員の計画で授業を行えるのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

通常の授業を行うことも可能であるが、例えば、夏季休業前に学年で行う活動などに充てることも可能である。

教育長

増やした授業日数は、必ずしも小学校外国語の35時間に充てるためのものではないと考える。授業日数を増やさなくても、外国語の35時間は確保しなければならない。

委員

具体的に指摘すると、年間授業日数を見直す背景の2点目に挙げている「社会の変化、社会的要請に対応し、教育活動の精選、充実を図る必要がある」という一文については、「社会の変化、社会的要請に対応する必要がある」とし、「教育活動の精選、充実を図る」はむしろ「その他」の項目に移動し、年間授業日数を増やすこの機会に、例えば、読解力育成、体験活動などの「教育活動の精選、充実を図る」とすればわかりやすい。

委員

今後、パブリックコメントを実施していくわけであるが、授業日数や給食のスケジュールなどについて意見が多く寄せられることが想定される。明確な説明ができるよう準備してもらいたいと考える。

12 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第16号は人事に関する情報であることから、審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (2) 議案第15号及び議案第17号は、審議の都合上、嶋野委員の退席を求めることについて各委員が承認した。また、審議順を議案第15号、議案第17号、議案第16号の順に変更することについて各委員が承認し、日程を変更することとなった。
- (3) 会議録署名委員として、長谷川委員、黒田委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、令和元年8月21日（水）午前10時開催に決定した。